

8/1～

福祉医療の 一部負担金を変更します



保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

これまで市は、県が定める福祉医療制度の一部負担金のうち、2分の1の額を経過措置として負担してきましたが、8月1日から本来の額に変更します。

◎乳幼児医療費助成

窓口負担が1医療機関につき1日500円になります。(500円に満たないときは、その額が支払い額となります。)

	変 更 前	変 更 後
対象期間	7月31日まで	8月1日から
一部負担金	1医療機関につき 1日250円	1医療機関につき 1日500円

【支払い限度日数に変更はありません。】

①通院の場合

一部負担金は1医療機関ごとに月4日まで(5日目以降の支払いは不要)

②入院の場合

一部負担金は1医療機関ごとに月14日まで(15日目以降の支払いは不要)

【受給者証の交付について】

現在お使いの乳幼児医療費受給者証は7月31日で期限が切れます。

8月1日から使用する受給者証は、7月末までに郵送でお届けします。

なお、現在お使いの受給者証は8月になりましたら破棄してください。

(※ただし、誕生日が7月2日から8月1日の受給者は、更新手続きが必要です。更新案内のハガキが届きましたら、保健医療課または最寄りの各支所で更新手続きをしてください。)

◎重度心身障害者医療費助成

窓口負担が1医療機関につき1日200円になります。(200円に満たないときは、その額が支払い額となります。)

	変 更 前	変 更 後
対象期間	7月31日まで	8月1日から
一部負担金	1医療機関につき 1日100円	1医療機関につき 1日200円

※支払い限度日数は乳幼児医療費と同様です。

◎ひとり親家庭等医療費助成

窓口負担が1医療機関につき1日500円になります。(500円に満たないときは、その額が支払い額となります。)

	変 更 前	変 更 後
対象期間	7月31日まで	8月1日から
一部負担金	1医療機関につき 1日250円	1医療機関につき 1日500円

※支払い限度日数は乳幼児医療費と同様です

国保

70歳以上の 保険証を更新

保健医療課国保年金係
☎0824-73-1158

70歳以上75歳未満で、国民健康保険に加入する方に交付している保険証(被保険者証兼高齢受給者証)の有効期限は7月31日までとなっています。

このため、8月から有効となる保険証を7月末に配達記録郵便で送付します。この際、8月1日以降に医療機関などで受診する際には、新しい保険証を医療機関などの窓口で提示してください。

なお、現在お持ちの保険証は8月になったら破棄してください。

また、7月2日～8月1日の間に誕生日を迎え、70歳になる方にも同様に送付します。

※後期高齢者医療に加入している方は除きます

75歳になる方は確認を

保険証の有効期限は、通常翌年7月末までの1年間ですが、75歳になる方は誕生日から後期高齢者医療に加入します。このため、誕生日が昭和8年8月2日～昭和9年7月31日の方は、今回更新する保険証の有効期限を誕生日の前日としています。